



## 2 安心して子どもを産むために

### － 妊娠・出産と健やかな成長を支援します －

妊娠、出産、子育てにわたる保健・医療・福祉施策に取り組みます。

施策の目標	施策の内容
母性及び子どもの健康の確保・増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦・乳幼児に対する支援の充実</li> <li>・ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実</li> <li>・ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進</li> <li>・ 食育の推進</li> <li>・ 周産期・小児医療の充実</li> <li>・ 小児慢性特定疾病対策の推進</li> <li>・ 不妊・不育に悩む方に対する支援の充実</li> </ul>

施策の目標指標	現状値	令和6年度 目標値
乳児死亡率 (厚生労働省「人口動態統計」)	2.1 / 出生千対 (H26～30平均)	全国平均以下
全出生数中の低出生体重児の割合 (厚生労働省「人口動態統計」)	9.9% (H30)	減少
むし歯のない3歳児の割合 (青森県子どもみらい課)	75.4% (H29)	90.0%
妊婦の喫煙率 (青森県子どもみらい課)	2.6% (H30)	0%
育児期間中の両親の喫煙率 (厚生労働省母子保健課)	父45.2% 母9.0% (H30)	父36.0% 母6.0%
妊婦の飲酒率 (青森県子どもみらい課)	1.8% (H30)	0%
子ども医療電話相談(#8000)を知っている親の割合 (厚生労働省母子保健課)	81.3% (H30)	90.0%
子どものかかりつけ医を持つ親の割合 (厚生労働省母子保健課)	医師 79.3% 歯科医師50.5% (H30)	医師 85.0% 歯科医師55.0%
仕上げ磨きをする親の割合 (厚生労働省母子保健課)	75.9% (H30)	81.8%
十代の自殺死亡率 (厚生労働省「人口動態統計」)	6.9 / 人口10万対 (H30)	減少

施策の目標指標	現状値	令和6年度 目標値
十代の性感染症罹患率 (青森県「感染症発生動向調査」)	【定点1カ所当たりの報告数】 性器クラジミア1.38 淋菌感染症0.08 尖圭コンジローマ0.15 性器ヘルペス0.15 【実数による報告数】 梅毒5 (H30)	減少
児童、生徒における痩身傾向児の割合 (高校2年女子) (文部科学省「学校保健統計調査」)	2.8% (H30)	1.4%
児童、生徒における肥満傾向児の割合 (小学5年生) (文部科学省「学校保健統計調査」)	11.4% (H30)	10.0%
十代の喫煙率 (青森県「未成年者喫煙飲酒状況調査」)	【中学1年】 男子0.2% 女子0.2% 【高校3年】 男子1.1% 女子0.3% (H27)	0%
十代の飲酒率 (青森県「未成年者喫煙飲酒状況調査」)	【中学3年】 男子3.6% 女子4.2% 【高校3年】 男子7.2% 女子6.7% (H27)	0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (厚生労働省母子保健課)	92.9% (H30)	94.2%
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合 (厚生労働省母子保健課)	91.7% (H30)	93.9%
ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある母親の割合 (厚生労働省母子保健課)	3・4か月児 91.1% 1歳6か月児 76.9% 3歳児 72.3% (H30)	3・4か月児 92.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 75.0%
乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 (厚生労働省母子保健課)	3・4か月児 95.9% 1歳6か月児 86.2% 3歳児 70.4% (H30)	増加
子育て世代包括支援センターの実施市町村数 (青森県こどもみらい課)	7市町村 (H31.4)	40市町村
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合 (厚生労働省母子保健課)	3・4か月児 97.8% (H30)	100%



## (1) 母性及び子どもの健康の確保・増進

安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。国が提示した21世紀の母子保健のビジョンであり、国民運動計画である「健やか親子21（第2次計画）」（図1 21ページ）に掲げる「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の3つの基盤課題と、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、「妊娠期からの児童虐待防止対策」の2つの重点課題を克服するための施策を推進します。

また、平成30年12月に成立した「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（図2 21ページ）の基本理念を踏まえ、次代の社会を担うすべての子どもが、その心身の健やかな成育を確保され、あらゆる成育過程において必要な成育医療等を切れ目なく受けられるよう、関係分野との連携に努めます。

### ① 妊産婦・乳幼児に対する支援の充実

- ・高リスク妊産婦等を支援するため、医療及び保健機関の連携体制の充実強化を図ります。
- ・母体管理や育児支援など母子保健情報の提供に努めます。
- ・妊娠・出産についての悩みに応じるとともに、育児不安の解消を図るための環境づくりを進めます。
- ・若年期の好ましい生活習慣や健康管理に必要な知識の普及に努めます。
- ・母子の心身の健康を保持増進させるため、妊婦の喫煙防止や乳幼児の受動喫煙防止等保健指導の強化に努めます。
- ・乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の推進及び療育指導の充実を図るとともに、乳幼児医療費や自立支援医療費等の助成に努めます。
- ・市町村母子保健事業の各種施策を支援するとともに、事業の実施状況を把握し、母子保健関係職員等への研修を行い、質的向上を図ります。
- ・市町村による子育て世代包括支援センター<sup>(※)</sup>の設置・運営を支援することにより、妊産婦や乳幼児に対する継続的かつ包括的な支援等の観点から、母子保健部門と子育て支援部門が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するための体制づくりを進めます。

※子育て世代包括支援センター：法律上の名称は「母子健康包括支援センター」といいます。

### ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ・思春期における結婚・妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得及び、乳幼児とのふれあい体験の実施など、市町村において母性・父性をかん養する育児教育を含めたライフプラン教育の推進を支援します。
- ・学校が地域の医師等の専門家と連携し、健康教育のための支援に取り組みます。
- ・保健所、市町村等における児童本人や家族の相談体制の整備に努めます。
- ・人間の性について、科学的な知識を得るとともに、生命の尊重、男女平等の精神に基づき、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身に付けさせ、行動選択ができるよう、性についての教育を推進します。
- ・思春期における子どもの心の健康に関して、子ども自身が気軽に相談でき、また親の適切な対応を支援する体制づくりを、学校保健との連携により推進します。
- ・思春期における薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止に関する教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。

・10代の自殺や不健康やせ等思春期の課題を認識し、教育機関や保健・医療の関係者が連携して支援していく地域づくりを推進します。

### ③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

- ・児童虐待の発生予防や早期発見の観点から、市町村による乳幼児健診未受診者への受診勧奨等の取組を推進し、母子保健と関係機関との連携強化を図ります。
- ・育児の不安や困難さを軽減するとともに、子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりを推進します。

### ④ 食育の推進

- ・乳幼児からの正しい食事の摂りかたや望ましい食習慣の形成により、食を通じた健康づくりや人間性の育成を図るため、意識啓発活動や調査研究を推進し、食育の理解の促進に努めます。
- ・学校給食を通して、生涯を通じて健康に過ごすための望ましい食生活のあり方についての意識を培うよう努めます。
- ・「第3次青森県食育推進計画」に基づき、「いただきます!あおもり食育県民運動」を推進し、農林水産業・食文化体験による食育の推進を図ります。

### ⑤ 周産期・小児医療の充実

- ・総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療施設間のネットワークを効果的に活用し、全ての妊産婦、新生児が適切な医療を受けられる体制を整えることにより、安全な妊娠・出産を支援します。
- ・小児医療の関係者による、地域にふさわしい小児救急医療体制のあり方や体制整備の方向性を協議調整する協議会を開催し、小児救急医療体制の充実策について検討を進めます。
- ・NICU等を退院した児童のフォローアップと支援体制構築のため、周産期・小児医療や保健・障害福祉分野等、関係機関との連携に努めます。
- ・青森県保健医療計画に基づき、総合的な医師確保対策を推進しながら、地域の医療資源の状況を踏まえて周産期・小児医療連携体制の確保・充実に努めます。

### ⑥ 小児慢性特定疾病対策の推進

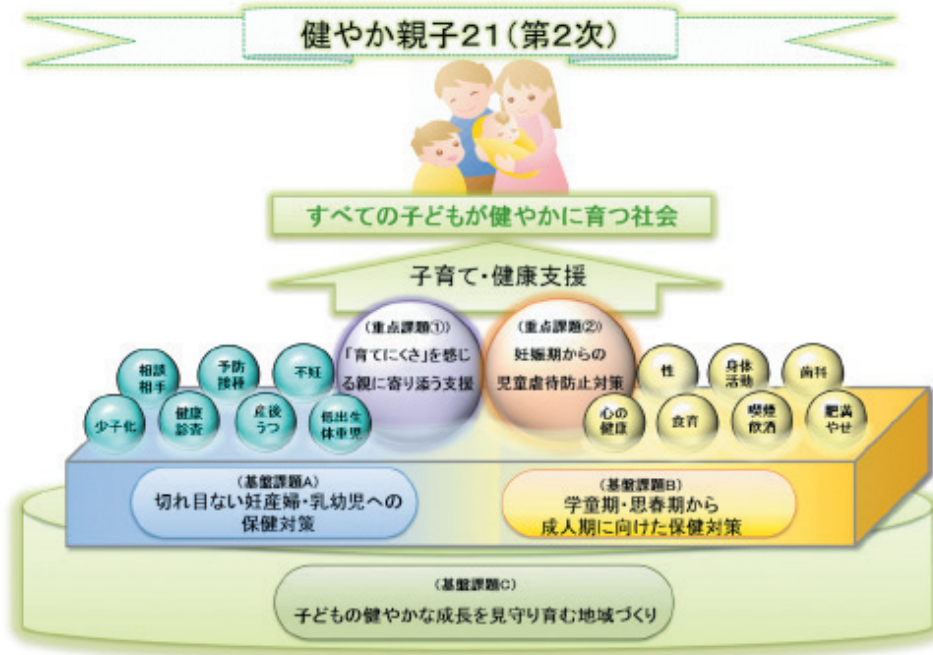
- ・小児慢性特定疾病を抱える児童等の健全育成を図るため、小児慢性特定疾病医療費の支給により、児童等及びその家族の経済的な負担の軽減に努めます。
- ・地域の関係者により必要な支援内容等を協議する慢性特定疾病対策児童等地域支援協議会を設置するとともに、小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等へ適切に医療を提供するための連携体制の整備や、相談支援等自立支援事業の実施による児童等の自立促進に努めます。

### ⑦ 不妊・不育に悩む方に対する支援の充実

- ・不妊や不育に悩む男女に対し、不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報の提供など医学的相談及び不妊や不育による悩みの相談を行うために、専門機関による相談体制等の整備を図ります。
- ・特定不妊治療助成を実施し、不妊に悩む方への経済的負担の軽減を図ります。
- ・不育症に関する窓口の周知を図るとともに、相談員等関係者の育成を図るために、学習機会を提供します。



図1 健やか親子21(第2次)イメージ図



出典)「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会「『健やか親子21(第2次)』について 検討会報告書」(平成26年4月)

図2 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」

成育基本法(略称)について		公布日:平成30年12月14日
名称	「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)	
法律の目的	次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。	
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定義</li> <li>○ 基本理念</li> <li>○ 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務</li> <li>○ 関係者相互の連携及び協力</li> <li>○ 法制上の措置等</li> <li>○ 施策の実施の状況の公表</li> <li>○ 成育医療等基本方針の策定(閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し)と評価</li> <li>○ 基本的施策: <ul style="list-style-type: none"> <li>成育過程にある者・妊産婦に対する医療/成育過程にある者等に対する保健/教育及び普及啓発/記録の収集等に関する体制の整備等/調査研究</li> </ul> </li> <li>○ 成育医療等協議会の設置</li> </ul>	
施行日	公布から一年以内の政令で定める日(令和元年12月1日)	

出典)厚生労働省:社会保障審議会児童部会(平成31年3月4日)資料

## 取組の役割分担

### 家庭 ・ 県民

- ・ 妊娠・出産・育児・家庭教育に関する知識の習得
- ・ 子どもの頃からの望ましい基本的生活習慣の形成
- ・ 地場の食材による健康で豊かな食生活など食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成による、食を通じた豊かな人間性の形成及び家族関係の構築

### 地域

- ・ 地域の関係機関の連携
- ・ NPO・ボランティア活動など福祉活動への参加
- ・ 食育推進ボランティア等による食生活改善指導の実施

### 医療 機関

- ・ 安心・安全な妊娠・出産と不妊・不育への支援
- ・ 子どもが必要な時に必要な医療を受けられる体制の整備

### 事業者

- ・ 安心して子どもを産み育てることができる制度の充実

### 学校 ・ 関係団体

- ・ 学童期・思春期における健康教育への支援

### 行政

- ・ 親と子の健康を確保する取組の推進
- ・ 地域や社会全体で子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- ・ 地域産物を活用した健全な食生活の推進